

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年2月25日認可した。

平成23年3月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）中宮地区
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）赤池下池地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大向大佐古地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）池田地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）久保地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）吉井地区